

○議長（小林哲雄）

再開いたします。

午後 1 時 3 0 分

○議長（小林哲雄）

午前中の下水道事業特別会計での答弁漏れがございます。

上下水道課長。

○上下水道課長（熊澤勝己）

先ほど下水道事業特別会計補正予算の中で、鈴木議員からご質問がありました公債費の償還利子の当初と変更ということです。当初見込んでいました利子が 2.3%あります。実際は、平成 25 年決算書のほうの 374 ページのほうに記載がありますけれども、地方公共団体金融機構借り入れ分が 1.4%、さがみ信用金庫の借り入れ分が 0.96%です。

○議長（小林哲雄）

次に進みます。

日程第 8 議案第 23 号 平成 26 年度開成町水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

予算書の説明を担当課長に求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（熊澤勝己）

平成 26 年度開成町水道事業会計補正予算、第 2 号補正です。

1 ページをお開きください。

議案第 23 号 平成 26 年度開成町水道事業会計補正予算（第 2 号）。

総則。

第 1 条、平成 26 年度開成町の水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第 2 条、平成 26 年度開成町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

科目、第 1 款、水道事業収益、既決額 2 億 3,839 万 1,000 円、補正予定額 150 万 1,000 円の減、合計 2 億 3,689 万円。

第 1 項、営業収益、既決額 2 億 1,747 万 2,000 円、補正予定額 150 万 1,000 円の減、合計 2 億 1,597 万 1,000 円。

支出。

科目、第 11 款水道事業費用、既決額 2 億 3,839 万 1,000 円、補正予定額 150 万 1,000 円の減、合計 2 億 3,689 万円。第 1 項、営業費用、既決額 1 億 6,916 万 4,000 円、補正予定額 25 万円の減、合計 1 億 6,891 万 4,000 円。

第 2 項、営業外費用、既決額 3,231 万 4,000 円、補正予定額 300 万円の増、

合計 3,531万4,000円。第3項、予備費、既決額 3,496万2,000円、補正予定額 425万1,000円の減、合計 3,071万1,000円。

資本的収入及び支出。

第3条、

予算第4条本文括弧書中「不足する額 1億1,024万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金 1億409万8,000円、当年度分資本的収支調整額 614万8,000円」を「不足する額 1億683万円は、過年度分損益勘定留保資金 1億166万円、当年度分資本的収支調整額 517万円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

科目、第2款資本的収入、既決額 6,033万円、補正予定額 859万円の減、合計 5,174万円。第1項、分担金、既決額 323万円、補正予定額 192万円の減、合計 131万円。第2項、負担金、既決額 230万円、補正予定額 13万円の増、合計 243万円。第3項、企業債、既決額 3,980万円、補正予定額 680万円の減、合計 3,300万円。

次の2ページをお開きください。

支出。

科目、第12款資本的支出、既決額 1億7,057万6,000円、補正予定額 1,200万6,000円の減、合計 1億5,857万円。第1項、建設改良費、既決額 1,930万円、補正予定額 80万3,000円の減、合計 1,849万7,000円。第2項、増設改良費、既決額 8,315万1,000円、補正予定額 1,120万3,000円の減、合計 7,194万8,000円。

企業債。

第4条、予算第5条の企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的、配水施設整備事業、限度額、補正前 3,980万円、補正後 3,300万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

平成27年3月3日提出、開成町長、府川裕一。

今回の補正理由ですが、収益的収入は下水道料金手数料の減額と工事の減額に伴います国に納める消費税分の増額でございます。資本的収入につきましては、拡張工事の工事費負担金及び配水施設整備工事費の入札差金による企業債の減額でございます。資本的支出でございますが、建設改良事業での配水管布設工事等の入札差金による減額でございます。

9ページをお願いいたします。

明細書でご説明を申し上げます。

収益的収入及び支出の収益的収入です。

1款水道事業収益、1項営業収益、2目その他営業収益 150万1,000円の減は、下水道料金徴収の手数料で算定根拠となっています職員の数が3名から2名に減じたこ

とによって下水道徴収委託料が減額となるためです。

収益的支出です。

1 1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水浄水配水及び給水費と3 目総係費は、平成27年度の人件費が示されたことにより賞与引当金繰入額の増額と減額でございます。

2 項、営業外費用、2 目消費税の300万円の増は、資本的支出の拡張工事、配水工事の減額により工事で支払うべき消費税が減じたことにより、国に納めるべき消費税が増額となったものでございます。

3 項予備費、1 目予備費の425万1,000円の減は、歳入歳出の調整によるものでございます。

次の10ページをお開きください。

資本的収入及び支出の資本的収入です。

2 款資本的収入、1 項分担金、1 目配水管布設分担金192万円の減は、2カ所の下水道管工事に伴う水道管布設がえ工事の入札差金による減額でございます。

2 項負担金、1 目他会計負担金の13万円の増は、消火栓、消火栓ボックス新設工事の工事費の確定による増額でございます。

5 項企業債、1 目企業債の680万円の減は、起債対象工事費の執行減による減額でございます。

続きまして、資本的支出でございます。

1 2 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目拡張工事費の80万3,000円の減は、5カ所の配水管布設工事に伴います入札差金による減額でございます。

2 項増設改良費、1 目配水設備工事費の委託料795万8,000円の減は、主に高台第一浄水場ポンプ井実施設計委託の入札差金による減額でございます。工事請負費324万5,000円の減は、下水道工事に伴います布設がえ工事の入札差金による減額でございます。

恐れ入りますが、7ページにお戻りください。

平成26年度開成町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

今回の補正に伴います補正第1号からのキャッシュ・フロー計算書の変更点でございます。

まず初めに、1の営業活動によるキャッシュ・フローの(1)当年度純利益が、収益的収入の減額と支出の減額によりまして125万1,000円の減の2,522万988円となります。次に、5段目下の口の引当金の増減額の(イ)賞与引当金の増加額・減少額が、収益的支出の営業費用で賞与引当金繰入金が減額されており、25万円減の138万5,000円となっております。二つの合計が150万1,000円の減となっております。11段目下の小計のところをご覧ください。今までの小計では1億4,206万2,927円となっております、さらに、その2段下の営業活動から得た現金預金(純額)につきましては1億1,510万5,927円となっております、当初に比べまして150万1,000円減額されております。

次に、2の投資活動によるキャッシュ・フローでは、(1)の固定資産の取得による支出(建設改良費)が資本的支出の減額分1,200万6,000円の税抜き分1,111万6,670円分が増額され、マイナス8,499万8,185円となっております。次に、その1段下の(2)の上記(1)実施に係る負担金収入が収益収入の分担金、負担金の増減額179万円の税抜き分165万7,409円が減額されており、346万2,962円となっております。二つの合計が945万9,261円の増額となり、7段下の投資活動から得た現金預金(純額)のところの合計で8,153万5,223円となっております。

次に、3番目の財務活動によるキャッシュ・フローです。(1)の企業債の発行は、補正額680万減額により補正前の3,980万円から3,300万円となっております。2段下の財務活動から得た現金預金(純額)は、合計で680万円減額のマイナス3,212万5,000円となっております。

4番の現金預金及び現金等価物増加額・減少額は、1番目の営業活動によるキャッシュ・フロー、2番目の投資活動によるキャッシュ・フロー、3番目の財務活動によるキャッシュ・フローの合計で144万5,704円となり、6の現金預金及び現金等価物期末残高は4億7,496万6,598円となります。

次の8ページの給与明細は、一般会計に準じておりますので説明は省かせていただきます。

説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長(小林哲雄)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

2番、高橋久志議員。

○2番(高橋久志)

2番、高橋です。確認を含めて質問させていただきたいと思いますが、9ページの消費税の関係で伺います。補正額300万、この内訳の話、拡張工事云々といいろいろございまして、この拡張工事については6ページの資本的支出、これは補正額80万3,000円の減額をしていると。拡張工事における工事が確定して、それらに見合った消費税を納めていくという形が一般的な通例だと思うのですが、申しわけございませんけれども、もう少し、この内容について説明をお願いします。

○議長(小林哲雄)

上下水道課長。

○上下水道課長(熊澤勝己)

ご質問にお答えします。

まず、消費税ですけれども、上下水道使用料に伴いまして町が徴収する消費税については、国のほうへ消費税分を納めるという形になっております。それで、工事に伴います消費税というのは、町が企業へ消費税分を払うという形になっておりますので、納めるべき金額というのは変わらないのですけれども、企業に払うべき消費税というものが減

ってきてしまっているものですから、その差し引きの中で国に納めるべき消費税という部分が上がってきているということです。

○議長（小林哲雄）

よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第23号 平成26年度開成町水道事業会計補正予算（第2号）について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって可決いたしました。